

円ぴた 円ぴた 終身US 終身US 介護プラン

米国ドル建終身保険(保険料円払込型) / 無配当

お払い込みは
一定額の円で。



契約締結前交付書面(契約概要 / 注意喚起情報)兼パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。ご契約のお申し込みの際に重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。

この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
● 為替レートの変動等により損失が生じることがあります。



ご契約の際には「**ご契約のしおり・約款**」を必ずご覧ください。

- 「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読ください。

PGF生命とこの商品について、お電話やホームページでご案内しています。

- 各種手続きやご契約内容の照会に関するお問い合わせ

PGF生命コールセンター コール ジ ブ ロック
通話料無料 **0120-56-2269**

<受付時間>平日9:00~18:00 / 土曜9:00~17:00 (日・祝日・12/31~1/3を除く)



- 保険金等のご請求に関するお問い合わせ

保険金請求専用ダイヤル コール オシハライ
通話料無料 **0120-56-4861**

<受付時間>平日9:00~18:00 / 土曜9:00~17:00 (日・祝日・12/31~1/3を除く)



PGF生命ホームページ **https://www.pgf-life.co.jp**

- この保険で適用される最新の為替レートや諸利率をPGF生命ホームページでご案内しています。
- この保険の「ご契約のしおり・約款」をPGF生命ホームページに掲載しています。

募集代理店からのご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店での他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- **この保険はPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先・融資状況等により、お申し込みいただけない場合があります。

生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険は、外貨建保険販売資格を登録した生命保険募集人のみが取り扱いを行うことができます。
- 生命保険募集人の権限等について確認を希望される場合は、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

この「契約締結前交付書面(契約概要 / 注意喚起情報)兼パンフレット」の記載は、2023年4月現在のものです。各種お取り扱い等、将来変更されることがあります。

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
ご契約後のご照会はPGF生命までお問い合わせください。

(お問い合わせ、ご照会は)
募集代理店

(ご契約後のご照会は)
引受保険会社

ブルデシヤル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
本社 / 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

SMBC
三井住友銀行
株式会社三井住友銀行

1

円ぴた終身US

円ぴた終身US 介護プラン

特徴

「一定額の円」でお払い込みできる「米ドル建て」の終身保険です。

Point 1 万一の死亡保障が、米ドル建てで一生継続します。円に比べて相対的に高い保障を確保できます。

死亡保障

被保険者がお亡くなりになったとき、死亡保険金をお支払いします。

高度障害保障

被保険者がPGF生命所定の高度障害状態になったとき、高度障害保険金をお支払いします。

※所定の高度障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」の別表1をご覧ください。

Point 2 保険料のお払い込みは、一定額の円です。

一定額の円でのお払い込みだから

- 生前贈与に活用しやすく、相続対策にも活用できます。
- ドル・コスト平均法と同様の効果が期待できます。

※ドル・コスト平均法について、くわしくは9ページの「ドル・コスト平均法について」をご覧ください。

介護保障も準備したい方には

円ぴた終身US 介護プラン

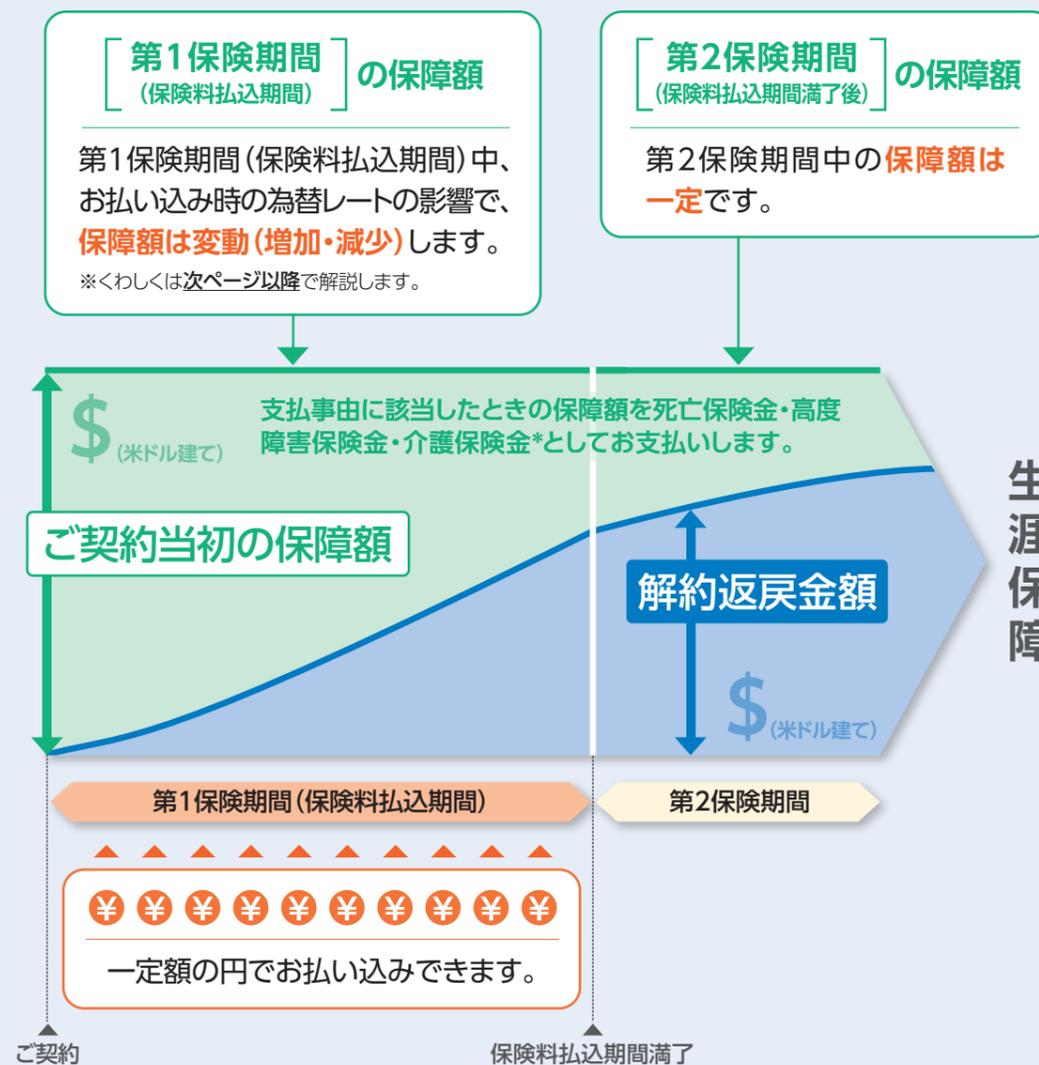
被保険者が所定の要介護状態(要介護2以上)になったとき、死亡保障にかえて保障額の全額を介護保険金としてお支払いします。

※円ぴた終身US(介護プラン)について、くわしくは11～12ページの「介護保障」をご覧ください。

! ご注意ください。この保険は米ドル建てです。為替リスクがあります。

- 保険料円払込額を米ドルに換算した保険料の総額によっては、**保険金額等が変動し減少するおそれ**があります。
- 受取時の為替相場で円に換算した**保険金額等が、ご契約時の為替相場で円に換算した保険金額等や保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれ**があります。

[商品のイメージ] (この図は保険のしくみを簡略化したイメージ図です)



解約返戻金

- 解約返戻金は、ご契約を解約・減額(一部解約)することで受け取ることができます。
- お払い込み時の為替レートの影響は、解約返戻金額にも反映されます。
- 特約を付加することで、年金で受け取ることができます。

※くわしくは16ページの「どのような方法で?」をご覧ください。

* 介護保険金は、円ぴた終身US(介護プラン)のみ、お取り扱いします。

しくみ①

！ご注意ください。この保険は米ドル建てです。為替リスクがあります。

- 保険料円払込額を米ドルに換算した保険料の総額によっては、**保険金額等が変動し減少するおそれ**があります。
- 受取時の為替相場で円に換算した**保険金額等が、ご契約時の為替相場で円に換算した保険金額等や保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれ**があります。

お払い込み時の為替レートによって、米ドル建ての保険料が変動します。

お申し込み～ご契約

- **保険料円払込額** 用語 をご指定いただきます。
- 申込時の**保険料円払込額**と**基準為替レート** 用語 等をもとにご契約当初の保障額 (**基本保険金額** 用語) が算出されます。

保険料払込期間：10年・15年
保険料払込方法：月払・半年払・年払

※必要保障額をもとに保険料円払込額を算出することもできます。くわしくは募集代理店の担当者にご相談ください。

用語 マークがある単語について、くわしくはページ下部の「用語について」をご覧ください。

お払い込みの開始

- 保険料円払込額は、お払い込みの都度、**米ドルに換算し、米ドル建ての保険料**としてお取り扱いします。

お払い込み時の為替レートにより、米ドル建ての

- 保険料円払込額の米ドルへの換算には、PGF生命所定の米ドル換算用の為替レート(指定銀行のTTM+50銭)を用います。2回目以降：払込期月の前月末日
- ＜イメージ図＞

＜イメージ図＞

お払い込み
いただいた
保険料円払込額
(一定額)

米ドルに
換算します

円高 のとき

米ドル建ての
保険料
大きくなる

円安 のとき

米ドル建ての
保険料
小さくなる

円高 で推移すると

積み立てられた
積立金額は
大きい

円安 で推移すると

積み立てられた
積立金額は
小さい

Point 基準為替レートは、ご契約時の保障額となる基本保険金額の設定に用います。そのため、「お払い込み時の米ドルも円高」あるいは「基準為替レートよりも円安」であるかが、保障額の変動についてのめやすとなります。

積立金として

- 米ドル建ての保険料は、一部の費用を控除した後に**積立金** 用語 として積み立てられます。

保険料および積み立てられる金額はその都度、変動します。

ドル換算用の為替レート(指定銀行のTTM+50銭)を用います。2回目以降：払込期月の前月末日

積み立てられた
積立金額の大きさに
よって、米ドル建ての
保障額が変動します。

次ページで、
積立金額の大きさによ
ってどのように
保障額が変動するか
ご説明します。

用語について

基準為替レート

- 基本保険金額を算出するために用いるPGF生命所定の為替レートです。
- 基準為替レートは申込時点で定まり、保険期間中は一定となります。

■ 基準為替レートの設定方法

申込前月26日の米ドル換算用の為替レート	基準為替レート	申込前月26日の米ドル換算用の為替レート	基準為替レート
155円超～160円以下	180円	125円超～130円以下	150円
150円超～155円以下	175円	120円超～125円以下	145円
145円超～150円以下	170円	115円超～120円以下	140円
140円超～145円以下	165円	110円超～115円以下	135円
135円超～140円以下	160円	105円超～110円以下	130円
130円超～135円以下	155円	105円以下	125円

※米ドル換算用の為替レートが160円を超える場合も、「米ドル換算用の為替レート+20円」かつ「5円単位の切り上げ」で設定します。

保険料円払込額

- ご契約時に定めた、一定額の円でお払い込みいただく金額です。
- お払い込みの都度、米ドルに換算し保険料としてお取り扱いします。

基本保険金額

- ご契約当初の保障額です。
- 保険料円払込額と基準為替レート等を用いてPGF生命所定の方法で算出します。

積立金

- 将来の保険金を支払うために、保険料の中から積み立てた部分をいいます。
- この商品の場合、米ドル建てでお取り扱いします。

※解約返戻金とは異なります。

しくみ②

！ご注意ください。この保険は米ドル建てです。為替リスクがあります。

- 保険料円払込額を米ドルに換算した保険料の総額によっては、**保険金額等が変動し減少するおそれ**があります。
- 受取時の為替相場で円に換算した**保険金額等が、ご契約時の為替相場で円に換算した保険金額等や保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれ**があります。

積み立てられた積立金額の大きさによって、保障額が変動します。変動後、第2 保険期間中(保険料払込期間満了後)の保障額は一定となります。

円高で推移し
積み立てられた
積立金額が
大きいとき

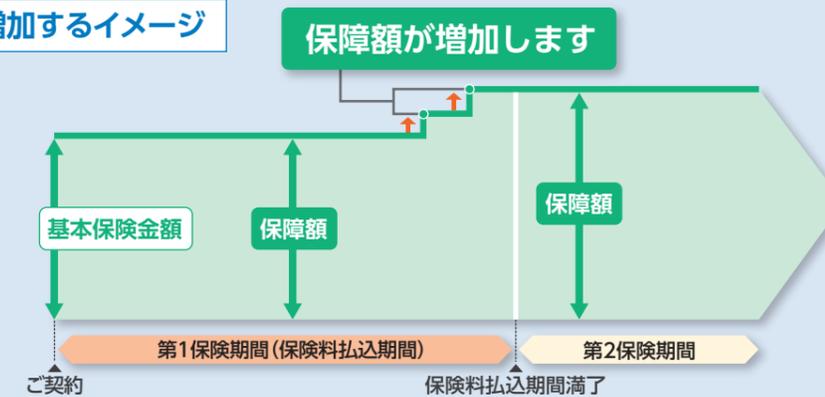
保障額が増加します

ケース①

第1保険期間中、
払込期月の契約当日の積立金額が、「**以後のお払い込みがなくても基本保険金額を終身保障するために必要な積立金額**」を上回るとき、**加算保険金額**が生じます。
以降、**基本保険金額と加算保険金額の合計額**が保障額となります。

保障額が増加するイメージ

ケース①



次ページで保障額が変動する例をご紹介します。

円安で推移し
積み立てられた
積立金額が
小さいとき

保障額が減少します

ケース②

第1保険期間満了日の積立金額が、「**基本保険金額を終身保障するために必要な積立金額**」を下回るとき、**保障額が減少**します。

ケース③

ケース②よりも積立金額が小さく、第1保険期間中の月単位の契約当日の前日の積立金額が、「**基本保険金額を終身保障するために必要な積立金額にPGF生命所定の割合*を乗じた金額**」を下回るとき、**基本保険金額が90%に減少**します。

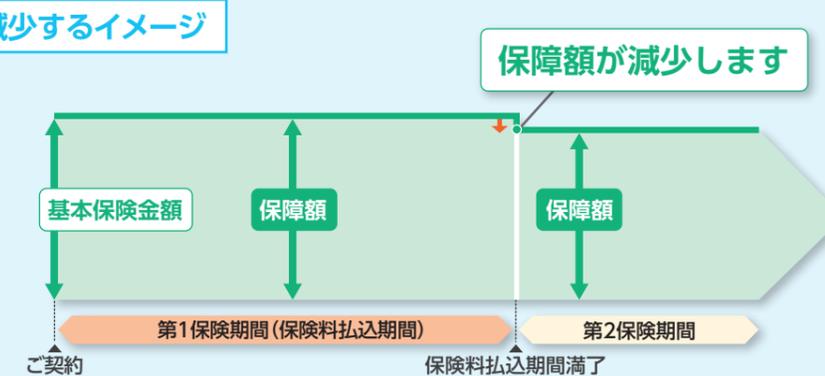
* PGF生命所定の割合について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」の米国ドル建終身保険(保険料円払込型)普通保険約款 第46条をご覧ください。

Point

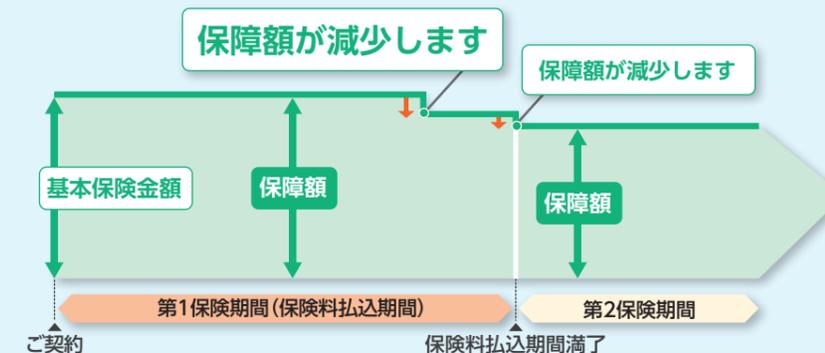
- 米ドル建ての保障額が減少する場合でも、所定の**追加保険料**をお払い込みいただくことで、**保障額を維持**することができます(告知は不要です)。くわしくは18ページの「為替相場の変動(円安)によって保障額が減少する場合」をご覧ください。
※「ご契約のしおり・約款」に記載されている「一時払保険料」を「追加保険料」と読み替えて表記しています。
- 第1保険期間中に保障額が減少した場合でも、以降の第1保険期間中の為替の推移によっては、米ドル建ての保障額が増加、あるいはさらに減少することがあります。

保障額が減少するイメージ

ケース②



ケース③



※「以後のお払い込みがなくても基本保険金額を終身保障するために必要な積立金額」および「基本保険金額を終身保障するために必要な積立金額」は、基本保険金額や経過期間等をもとにPGF生命所定の方法により算出します。

保障額の変動例

保障額の変動について、ご契約例を用いたシミュレーションでご説明します。

ご契約例 円ぴた終身US

- [ご契約年齢・性別] 50歳・女性
- [保険料払込期間] 10年
- [保険料払込方法] 年払
- [保険料円払込額] 100万円
- [初回払込時の為替レート*1] 1米ドル=140円
- [基準為替レート] 1米ドル=160円*2
- [基本保険金額] 108,200米ドル

ご参考

- [基本保険金額の円換算額*3] 約1,509万円

保障額が増加するケース

2回目以降の払込時の為替レートが、**基準為替レートより円高**で推移するとき、米ドル建ての保険料は大きくなり、積立金額が大きくなります。

※為替相場に変動がない場合でも、基準為替レートより円高で推移したことになります。

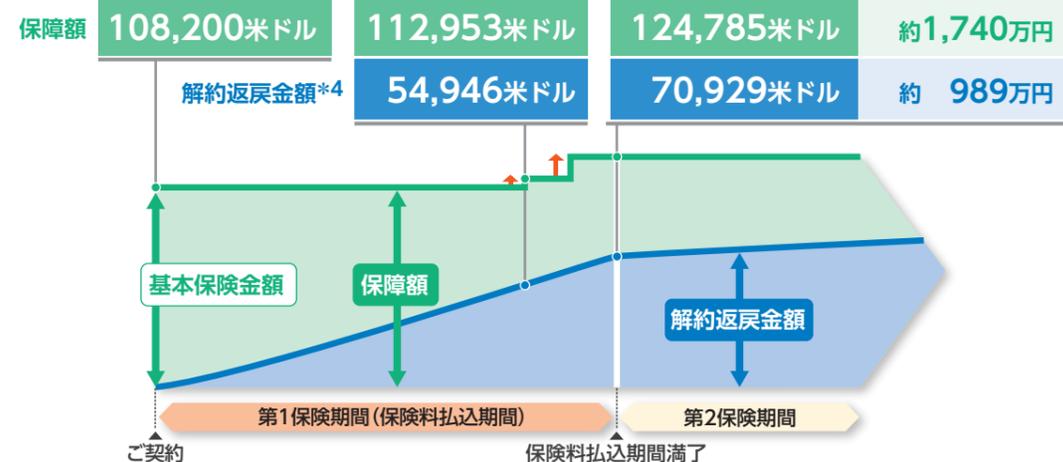
保険料円払込額総額 : 1,000万円
米ドル建ての保険料総額 : 71,428.60米ドル

保険料のお払い込み	初回	2回目～10回目
保険料円払込額	100万円	100万円×9回
払込時の為替レート	1米ドル=140円	1米ドル=140円 (基準為替レートより円高で推移)
米ドル建ての保険料	7,142.86米ドル	7,142.86米ドル×9回

！**ご注意ください。** この保険は米ドル建てです。為替リスクがあります。

- 保険料円払込額を米ドルに換算した保険料の総額によっては、**保険金額等が変動し減少するおそれ**があります。
- 受取時の為替相場で円に換算した**保険金額等が、ご契約時の為替相場で円に換算した保険金額等や保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれ**があります。

<イメージ図> 第1保険期間開始時 第1保険期間(9年目) 第2保険期間開始時 (ご参考:円換算額*5)



- 9年目・10年目の契約応当日に、保障額が増加します。

*5 PGF生命所定の円支払用の為替レート(指定銀行のTTM-1銭):1米ドル=139.49円として算出しています。

Point

- 保障額が増加または減少した場合でも、保険料円払込額およびその時点の米ドル建ての解約返戻金額は変わりません。
- **第2保険期間中の保障額(米ドル建て)は一定になります。したがって、その後、保険金等を円で受け取られる場合、受取時の為替相場の影響で、受け取られる金額は変動します。**

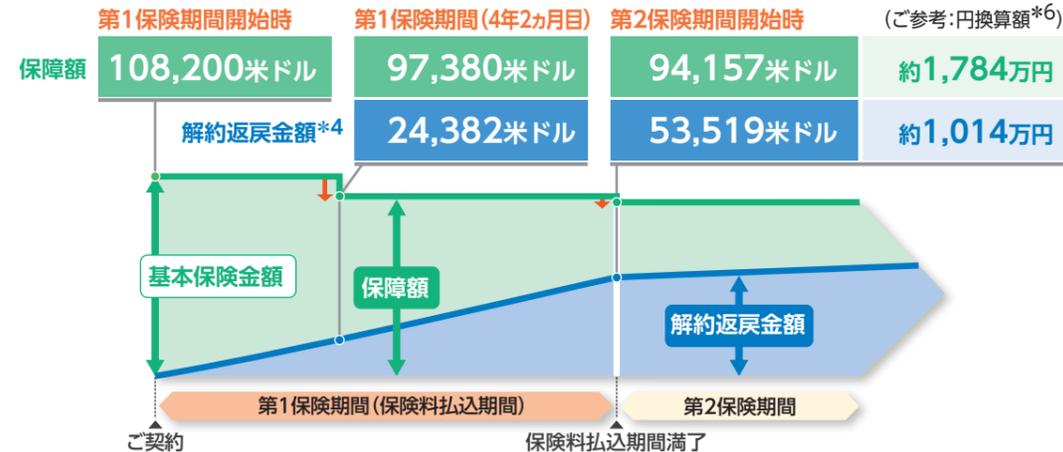
保障額が減少するケース

2回目以降の払込時の為替レートが、**基準為替レートより円安**で推移するとき、米ドル建ての保険料は小さくなり、積立金額が小さくなります。

保険料円払込額総額 : 1,000万円
米ドル建ての保険料総額 : 54,511.30米ドル

保険料のお払い込み	初回	2回目～10回目
保険料円払込額	100万円	100万円×9回
払込時の為替レート	1米ドル=140円	1米ドル=190円 (基準為替レートより円安で推移)
米ドル建ての保険料	7,142.86米ドル	5,263.16米ドル×9回

<イメージ図> 第1保険期間開始時 第1保険期間(4年2ヵ月目) 第2保険期間開始時 (ご参考:円換算額*6)



- 第1保険期間中、4年2ヵ月目の月単位の契約応当日に保障額が減少します。
- 第2保険期間開始時に、保障額が減少します。

*6 PGF生命所定の円支払用の為替レート(指定銀行のTTM-1銭):1米ドル=189.49円として算出しています。

*1 PGF生命所定の「米ドル換算用の為替レート(指定銀行のTTM+50銭)」を指します。以降、このページで「為替レート」と表記する場合、「米ドル換算用の為替レート」を指します。

*2 申込前月26日の為替レート:1米ドル=140円とします。

基準為替レートは、申込前月26日の為替レートより20～25円ほど円安に設定されます(基準為替レートについて、くわしくは3ページの「用語について」をご覧ください)。

*3 PGF生命所定の円支払用の為替レート(指定銀行のTTM-1銭):1米ドル=139.49円として算出しています。

*4 契約応当日の前日または月単位の契約応当日の前日の解約返戻金額を記載しています。

※基本保険金額・保障額・解約返戻金額は1米ドル未満を切り捨てて表示しています。また、円換算した基本保険金額・保障額・解約返戻金額は1万円未満を切り捨てて表示しています。それぞれ2023年4月現在の基礎率(予定利率等)に基づいて算出しています。

※記載のシミュレーションは、2回目以降の払込時における米ドル換算用の為替レートが、すべて一定で推移したと仮定して作成しています。将来のお支払額をお約束するものではありません。

ドル・コスト平均法について

米ドル建ての資産形成を考えると、一定額の円でお払い込みができる

円ぴた終身US **円ぴた終身US** **介護プラン** は、ドル・コスト平均法の効果が期待できます。

ドル・コスト平均法の考え方

円を米ドルに換算する場合、円高のときに換算すると米ドル換算額は大きくなり、円安のときに換算すると米ドル換算額は小さくなります。こういった為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。しかし、換算するときの為替相場が円高なのか・円安なのかを判断するのは難しいことです。そこで、為替相場が円高のときに多く購入し、円安のときには少なく購入できれば、為替変動の影響を平準化する効果が期待できます。このような考え方を「ドル・コスト平均法」と呼びます。

一定額の円を米ドルに換算すると

- 円高 のとき、米ドル換算額は大きくなります。
- 円安 のとき、米ドル換算額は小さくなります。

(例) 「毎回決まった金額(100万円)を換算した場合」と「毎回決まった金額(10,000米ドル)に換算した場合」の比較



ドル・コスト平均法		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	合計額	平均換算単価 (1米ドルあたりの換算額)
毎回決まった金額 (100万円)を換算 した場合	為替レート	110円	90円	80円	120円	100円		
	円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	500万円	97.97円
米ドル	9,090米ドル	11,111米ドル	12,500米ドル	8,333米ドル	10,000米ドル	51,034米ドル		
毎回決まった金額 (10,000米ドル)に換算 した場合	円	110万円	90万円	80万円	120万円	100万円	500万円	100.00円
	米ドル	10,000米ドル	10,000米ドル	10,000米ドル	10,000米ドル	10,000米ドル	50,000米ドル	

※算出後の数値について、米ドル換算額は1米ドル未満を切り捨て、1米ドルあたりの換算額は小数第3位を四捨五入して表示しています。
※数値は架空の為替レートをもとに記載した仮定のものであり、将来の換算結果を約束するものではありません。

為替相場について

為替相場は常に変動しています。
「円から米ドル」あるいは「米ドルから円」など通貨を変更するとき、為替相場の変動の影響を受けます。

米ドルの為替レートの推移・為替滞留チャート(1990年1月～2022年10月末)

為替滞留チャートとは、上記期間内における各通貨ごとの対円相場の毎日の終値について、特定の範囲内でその終値が収まった日数を集計しグラフ化したものです。

【例：上記の期間で1米ドルあたりの為替レートが100～105円未満の範囲内であった日数は797日】



※為替滞留チャートは土日祝のデータを除きます。
※Bloomberg Finance L.P.のデータをもとにPGF生命にて作成

ご参考 10年間毎月末日の為替レート(データ120個)の平均

いつからA	いつまで	平均(円)	Aを申込日と仮定したときの基準為替レート(円)
2002年1月末日	2011年12月末日	105.71	155
2003年1月末日	2012年12月末日	101.24	145
2004年1月末日	2013年12月末日	99.46	130
2005年1月末日	2014年12月末日	99.29	125
2006年1月末日	2015年12月末日	100.29	140
2007年1月末日	2016年12月末日	99.56	140
2008年1月末日	2017年12月末日	98.99	135
2009年1月末日	2018年12月末日	99.74	125
2010年1月末日	2019年12月末日	101.28	125
2011年1月末日	2020年12月末日	103.17	125
2012年1月末日	2021年12月末日	106.23	125
2013年1月末日	2022年10月末日	111.00*	125

*2013年1月末日から2022年10月末日までのデータは、118個の平均の数値となります。

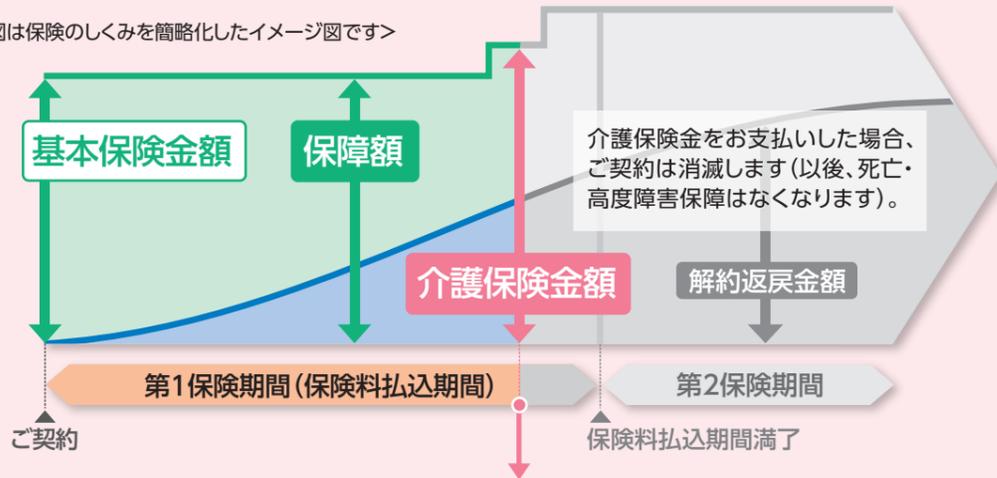
※Bloomberg Finance L.P.のデータをもとにPGF生命にて作成

介護保障

公的介護保険制度の「要介護2」からの介護にそなえることもできます。

円ぴた終身US 介護プラン では、死亡・高度障害保障に加え、介護保障もご準備いただけます。

<この図は保険のしくみを簡略化したイメージ図です>



被保険者が介護保険金の支払事由に該当したとき
そのときの保障額の全額を介護保険金としてお支払いします。

※介護保険金の支払事由について、くわしくは13~14ページをご覧ください。

介護保険金は、受取方法を選ぶことができるので、介護の実態や状況にあわせて活用することができます。

受取方法	内容
一括受取	介護施設の入居費用など、高額になりがちな介護の初期費用に活用できます。
年金受取	公的介護サービスの自己負担分など、毎月かかる介護費用などにあてられます。
一括受取 + 年金受取	一括受取分を自宅のリフォーム費用に、年金受取分を在宅介護サービス費用に、といった活用ができます。

！ 介護保険金の支払事由に該当しない場合、死亡・高度障害保障が生涯続きます。

！ ご注意ください。この保険は米ドル建てです。為替リスクがあります。

- 保険料円払込額を米ドルに換算した保険料の総額によっては、**保険金額等が変動し減少するおそれ**があります。
- 受取時の為替相場で円に換算した**保険金額等が、ご契約時の為替相場で円に換算した保険金額等や保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれ**があります。

Point

円ぴた終身US と 円ぴた終身US 介護プラン では、保障内容のほか同額の保険料円払込額に対する基本保険金額等が異なります。

■ ご契約例による比較

共通の設定例

- ご契約年齢・性別 … 50歳・女性
- 保険料払込期間 … 10年
- 保険料払込方法 … 年払
- 保険料円払込額 … 100万円
- 初回払込時の為替レート*1 … 1米ドル=140円
- 基準為替レート … 1米ドル=160円*2

	保険料円払込額	基本保険金額	2回目以降の払込時の為替レートが1米ドル=140円で推移した場合	
			第2保険期間開始時の保障額	第2保険期間開始時の解約返戻金額
円ぴた終身US	100万円	108,200米ドル	124,785米ドル	70,929米ドル*3
円ぴた終身US 介護プラン		95,848米ドル	110,670米ドル	70,588米ドル*3

*1 PGF生命所定の「米ドル換算用の為替レート」を指します。
 *2 申込前月26日の米ドル換算用の為替レート:1米ドル=140円とします(基準為替レートは、申込前月26日の米ドル換算用の為替レートより20~25円ほど円安に設定されます)。
 *3 第1保険期間満了時の解約返戻金額を第2保険期間開始時の解約返戻金額として表示しています。
 ※基本保険金額・保障額・解約返戻金額は1米ドル未満を切り捨てて表示しています。それぞれ2023年4月現在の基礎率(予定利率等)に基づいて算出しています。

円ぴた終身US にも、介護にそなえられる特約があります。

介護年金移行特約

要介護2からの介護にそなえることができます。

介護前払特約

要介護4からの介護にそなえることができます。

いずれも無料で付加することができます。

※それぞれ支払事由などが異なりますので、くわしくは32~33ページの「介護前払特約」「介護年金移行特約」および35ページの「円ぴた終身US(介護プラン)と円ぴた終身USに付加できる特約の主な違い」をご覧ください。

介護保険金の支払事由について 円ぴた終身US 介護プラン

被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、次の① もしくは②に該当したとき、介護保険金を受け取ることができます。

① 公的介護保険制度により要介護2以上の状態と認定されたとき

※公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認められた場合、主務官庁の認可を得て、この保険の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じ変更することがあります。

公的介護保険制度について

※2022年12月現在の情報です。
くわしくはお住まいの自治体等にご確認ください。

原則として、満40歳以上の人全員加入して介護保険料を納め、介護が必要になったときに認定された要介護(支援)度に応じ、所定の介護サービスを受けることができる制度です。介護サービスには、在宅サービス(訪問介護・デイサービスなど)、施設サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設など)、地域密着型サービス(グループホームなど)があります。

<要介護度のめやす>

2	食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかができる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
3	食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
4	食事にとどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
5	食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

※(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)より

<制度の対象となる方>

満65歳以上(第1号被保険者)	原因を問わず介護や支援を必要とする方
満40歳以上満65歳未満(第2号被保険者)	16種類の特定疾病*を原因として介護や支援を必要とする方 ※事故やけがなど特定疾病以外を原因とする場合、サービスを利用することができません。
満40歳未満(加入対象外)	公的介護サービスを受けることができません。

*「自宅などで療養中のがん末期」や「初老期における認知症」など。くわしくはお住まいの自治体等にご確認ください。

<費用について>

- 公的介護保険制度の介護サービスを受けた場合、所得に応じた一定割合が自己負担となります。
- 在宅サービスの場合、要介護(支援)度ごとに支給限度額が定められており、その額を超えた支出は自己負担となります。
- その他対象外のサービスを独自に利用した場合、全額自己負担となります。
- 自己負担額を軽減する制度として、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費(補足給付)があります。



② 満65歳未満の被保険者が、下記のPGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続しているとき

PGF生命所定の要介護状態とは次の(1)～(4)のいずれかに該当する状態をいいます。

- (1) 器質性認知症*と診断確定され、意識障害*のない状態において見当識障害*があり、他人の介護を要する
*器質性認知症・意識障害・見当識障害などについて、くわしくは「ご契約のしおり・約款」の別表45をご覧ください。
- (2) 下の状態が少なくとも右記のように該当する
- (3) 下の状態が少なくとも右記のように該当する
- (4) 下の状態が少なくとも右記のように該当する
- ※以下のような同一項目の組み合わせは除きます。

	全部介助の状態	一部介助の状態
歩行 立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	A つぎのいずれかの状態 ● 何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ● 必ず車椅子を使用している。 ● 寝たきり状態。	a つぎのいずれかの状態 ● 杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ● 誰かに支えられなければ歩行できない。
寝返り 身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	B ● 何かにつかまっても1人で寝返りができない。	b ● ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
入浴 浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	C つぎのいずれかの状態 ● 浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 ● 洗身をすべて介助者が行っている。	c つぎのいずれかの状態 ● 浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならない。 ● 体の一部の洗身を介助者が行っている。
排せつ 排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	D つぎのいずれかの状態 ● 常時オムツに依存している。 ● 排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	d ● 排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分なため、介助者が援助している。
食事の摂取 眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	E ● 介助がなければ1人ではまったくできない。	e ● 食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難(小さく切る、ほぐす等の介助を含む)。
衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	F ● 介助がなければ1人ではまったくできない。	f ● 一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

※PGF生命所定の要介護状態など介護保険金のお支払事由について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」の別表45・46をご覧ください。

5

円ぴた終身US

円ぴた終身US 介護プラン

受取方法

！ ご注意ください。この保険は米ドル建てです。為替リスクがあります。

- 保険料円払込額を米ドルに換算した保険料の総額によっては、**保険金額等が変動し減少するおそれ**があります。
- 受取時の為替相場で円に換算した**保険金額等が、ご契約時の為替相場で円に換算した保険金額等や保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれ**があります。

保険金や解約返戻金等は、多彩な受取方法をお選びいただくことができます。また、米ドルのほか円で受け取ることも可能です。

どのような時に？

ご契約後に受け取るケースは、以下のいずれかに該当されたときになります。

死亡されたとき

死亡保険金

高度障害状態になったとき

高度障害保険金

解約・減額(一部解約)されたとき

解約返戻金

介護保険金の支払事由に該当したとき

介護保険金

円ぴた終身US

円ぴた終身US 介護プラン

円ぴた終身US 介護プラン

どのような方法で？

一括受取

保険金や解約返戻金等をまとめてお受け取りいただけます。

一時金

死亡保険金は受取人をご指定いただけるので(複数の指定も可能です)、**相続対策としてもご活用**いただけます。

年金受取

保険金や解約返戻金等を年金でお受け取りいただけます。

年金

一部を一括で受け取り、のこりを年金で受け取ることも可能です。

※年金受取について、くわしくは31ページの「保険金等の支払方法の選択に関する特約」、33～34ページの「介護年金移行特約」「介護保険年金支払特約」をご覧ください。

受け取る通貨を選ぶことができます

保険金や解約返戻金等は、米ドルでお受け取りいただけます。特約を付加することで円でお受け取りいただくことも可能です。



※円でのお受け取りについて、くわしくは29ページの「円換算支払特約」をご覧ください。
※「介護年金移行特約」「介護保険年金支払特約」による介護年金は、**円建てでのお取り扱い**となります。

✓ 死亡保険金即日支払サービスについて

簡単なお手続で、保険金等をお支払いするサービスがあります。

- 他の保険契約と通算して最高1,000万円*を上限とし、死亡保険金等の一部または全部をお支払いします。
- PGF生命に請求書類の到着後、口座送金によりお支払いします。
- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等により、その日のうちにお支払いできない場合があります。

*お支払いは円のみとなり、PGF生命所定の為替レートにて換算した円換算支払額で1,000万円が上限となります。
※死亡日が責任開始日から2年未満のご契約、死亡保険金受取人が複数人指定されているご契約等はお取り扱いの対象外となります。
死亡保険金即日支払サービスについて、くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「IV. 請求手続について」をご覧ください。

✓ たとえば、こんな場合でも請求することができます

介護保険金や高度障害保険金は被保険者が受取人となります。そのため、受取人である被保険者の意思表示が困難な場合等、所定の事情により保険金の請求ができないときは、あらかじめ指定されたご家族等の指定代理請求人が**ご本人に代わって**請求することができます(指定代理請求特約)。

※指定代理請求特約について、くわしくは30～31ページの「指定代理請求特約」をご覧ください。

特約

この保険を支える充実の特約についてご説明します。

特約名	内容	商品名
円換算支払特約	保険金や解約返戻金、年金等を米ドルから円に換算して受け取ることができます。	
リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、死亡保険金の全部または一部を前払請求することができます。	円ぴた終身US
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金等で、受取人が保険金を請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求できます。	円ぴた終身US 介護プラン
保険金等の支払方法の選択に関する特約	保険金や解約返戻金を一時金でのお受け取りにかえて年金で受け取ることや、一定期間据置することができます。	
介護前払特約	被保険者が所定の要介護状態になった場合、保険金の一部を前払請求することができます。	円ぴた終身US
介護年金移行特約	被保険者が所定の要介護状態になった場合、解約返戻金をもとに円建ての介護年金を生涯にわたって受け取ることができます。	円ぴた終身US
介護保険金年金支払特約	介護保険金の全部または一部を円建ての介護年金で生涯にわたって受け取ることができます。	円ぴた終身US 介護プラン

ご契約後の取扱

各種保全のお取り扱いについてご説明します。

① 保険料が払えない場合

払済保険

■保険料のお払い込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険期間をそのままにした保険料払込済の米ドル建ての終身保険に変更することができます(保険金額は一般的に小さくなります)。

※払済保険変更後は保障額の変動が生じません。

※払済保険変更後の払済保険金額が1,000米ドルを下回る場合、払済保険に変更することはできません。

その他にも一時的に保険料のお払い込みが困難になったときでも、失効することなく保険を有効に継続させるお取り扱いがあります(保険料の自動振替貸付)。

② お金が必要になった場合・保険料を減らしたい場合

減額(一部解約)

■第1保険期間(保険料払込期間)中、保険料円払込額を減額することでお払込額を少なくすることができます。また、このとき減額部分に応じた解約返戻金額を受け取ることができます。この場合、減額した保険料円払込額と同じ割合で、基本保険金額および加算保険金額も減額されます。

■第2保険期間中、死亡保険金額を減額することで解約返戻金額を受け取ることができます。

③ 為替相場の変動(円安)によって保障額が減少する場合

追加保険料のお払い込み

または

振替貸付

■第1保険期間中または第2保険期間開始時に、保障額の減少が生じる場合、追加保険料をお払い込みいただくことで、減少前の保障額を維持することができます(PGF生命より事前にご案内をお送りします)。

口座への送金でお払い込みをご希望する場合

- ご案内に記載された追加保険料払込可能期間の期日までにPGF生命の指定する口座にお振り込みください。
- 追加保険料は円または米ドルでお払い込みいただけます。

振替貸付をご希望する場合

- ご案内に同封された所定の書類に必要事項をご記入いただき、PGF生命までお申し出ください。
- お申し出後、追加保険料払込可能期間の期日を貸付日とし、米ドル建ての追加保険料相当額をお立て替えいたします。
- 元利金のご返済は、一括返済または分割返済のいずれも可能です。

※解約返戻金額がPGF生命所定の金額を下回る場合、振替貸付のお取扱いはできません。

※追加保険料の振替貸付は、保険料の自動振替貸付とはお取り扱いが異なります。

! 円ぴた終身US / 円ぴた終身US(介護プラン)に「契約者貸付」のお取扱いはありません。

ご契約後に活用いただける制度・サービス

指定代理請求制度 指定代理請求特約の付加

被保険者が受取人である介護保険金や高度障害保険金等について、被保険者による意思表示が困難であると判断されるようなとき等、**指定代理請求人が被保険者に代わって請求**することができます（代理請求）。

※指定代理請求人の指定範囲について、くわしくは契約概要30～31ページ「指定代理請求特約」をお読みください。

- 指定代理請求人からご請求いただいた保険金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。
※指定代理請求人の固有の財産にはなりません。
- ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いしています。
※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取り扱いが異なることがあります。

PGFあんしん代理請求サービス

各種請求をする方（契約者や受取人等）が認知症等により意思表示が困難であると判断されたとき、所定の書類等の提出により、成年後見人等の選任なしで、**推定相続人*等がご本人に代わって手続き**することができます。

*契約者や受取人等の各種請求をする方が仮に死亡された場合に相続人となる方

ご請求いただける手続きの一例

- 各種保険金等の請求
- 住所変更
- 解約（減額）

- 保険商品やご契約内容によって請求できる手続きは異なります。
- 所定の手続きの際には推定相続人全員および死亡保険金等の受取人全員の連署と、所定の書類が必要になります。
- 指定代理請求制度が利用できる場合、指定代理請求制度が優先されます。
- 受取人変更や契約者変更など一部対象外となる手続きがあります。

死亡保険金即日支払サービス

死亡保険金を簡単なお手続きで**最高1,000万円までお支払い**します。

- PGF生命所定の為替レートで円に換算してお支払いします。
※お受け取りは円のみになります。円でお支払いする金額は、為替相場により変動します。
- 死亡日が責任開始日から2年未満のご契約等、ご契約内容によってはお取り扱いできないことがあります。
- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。

PGFご家族登録サービス 登録ご家族からの照会受付サービス

登録されたご家族であれば、「**ご契約内容のお問い合わせ**」「各種請求書類の契約者宛の送付依頼」「PGF生命マイページのご利用」を行うことができます。

※ただし、各種請求のお手続きは、原則、ご契約者さまご本人に行っていただく必要があります。
※未成年の方を登録ご家族にご指定することはできません。



お問い合わせは…PGFご家族登録サービス専用ダイヤル

通話料無料 **0120-56-1069**

<受付時間>平日9:00～18:00/土曜9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)



ホームページでもご紹介しています

<https://www.pgf-life.co.jp/company/voice/family.html>

PGFご家族登録サービス 検索



PGF生命マイページ

契約者および「PGFご家族登録サービス」に登録されているご家族がパソコン・スマートフォン*から、各種サービスを利用することができます。

*一部のOS・ブラウザからはご利用できません。

	ご契約内容や 解約返戻金のご確認		住所、受取人変更や ご家族登録サービスの 各種お手続き
	生命保険料控除証明書や 保険証券等の再発行		ご契約内容のお知らせ等の 各種通知や保険証券を Web上でご確認



新規登録やログイン、サービスの詳細は、ホームページをご確認ください

<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>

PGF生命マイページのご案内 検索



- ご利用には、「PGF生命マイページ」の新規登録が必要です。※法人契約は登録できません。
- 契約者と登録されているご家族でご利用いただけるサービスが異なります。
- ご契約内容やご契約の状態によっては、一部サービスをご利用いただけない場合があります。
くわしくは、当社ホームページでご確認ください。

PGF生命の付帯サービス

契約者・被保険者およびご家族(配偶者・2親等内)がご利用いただけるサービス

無料 介護・健康ほっとライン (提供:株式会社保健同人フロンティア)

■電話相談サービス【24時間365日】

介護や健康に対する不安を、いつでも無料で保健師、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー等の相談員にご相談いただけます。

相談内容

- 介護相談(日常の介護や認知症への対処方法等)
- 健康相談(予防や症状の悩み等)
- 医療機関の相談・情報提供
- 子育て相談(育児や子供の病気等)
- 専門医による電話相談

■マイドクターサービス

さらに専門的なご相談を希望の場合は、病状に応じて専門医にご相談いただけます。

相談内容

- 専門医の情報提供
- 専門医による電話相談

優待 見守り・セキュリティ紹介サービス(提供:ALSOK)

ALSOKが提供する各種セキュリティ・緊急通報サービスを優待価格でご利用いただけます。

- 「ホームセキュリティBasic」/「HOME ALSOK Premium」(初回2ヵ月月額利用料無料*)
- 「HOME ALSOK みまもりサポート」(初回2ヵ月月額利用料無料*)
- 「まもるっく」(事務手数料無料)

*警備開始日が月中の場合はその月の日割り料金を無料とし、さらに翌月1ヵ月分を無料とします。

※付帯サービスは、PGF生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。 ※PGF生命の保険契約が消滅した場合はご利用できません。 ※法人は利用対象外です。 ※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。 ※記載の内容は、2022年12月現在のものであり、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。 ※付帯サービスの内容や利用の範囲・方法等について、くわしくはPGF生命ホームページをご確認ください。

ご契約後にPGF生命からお送りする書類

ご契約後

●生命保険証券

保険契約の成立と契約の内容を証明する書類です。保険金の請求等、各手続きの際に提示(送付)が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

お申し込みから1~2週間後に交付します。

※保険証券の電子化に関する特約を付加している場合はPGF生命マイページにWeb保険証券を掲載します。この場合、保険証券の代わりに通知ハガキを郵送します。

●ご契約状況のお知らせ

ご契約の状況と為替変動による将来の保障額試算をお知らせします。

保険料払込期間中、ご契約から1年ごとに郵送します。

●ご契約内容のお知らせ

ご契約の保障内容についてお知らせします。

毎年10月ごろに郵送します。

※「PGF生命マイページ」でWeb通知か郵送通知のいずれかを選択いただけます。

●生命保険料控除証明書

生命保険料控除の適用を受ける場合に使用する証明書です。

保険料払込期間中、毎年10月ごろに郵送します。

※控除証明書電子交付サービスにお申し込みいただくことで、「マイナポータル」と連携いただけます。

保険期間中

円ぴた終身US

円ぴた終身US 介護プラン

8

よくあるご質問

Q1 保障はいつからはじまりますか?

A1 責任開始期です。

責任開始期とは、告知ならびに初回保険料(第1回保険料)相当額のお払い込み(PGF生命への着金)がともに完了したときです。

▶くわしくは43ページの「保障を開始する時期(責任開始期)について」をご覧ください。



Q2 クーリング・オフはできますか?

A2 できます。

クーリング・オフ制度の対象となりますので、10日以内であればお申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。

▶くわしくは41~42ページの「お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について」をご覧ください。



Q3 保険料の払い込みが遅れると、すぐに契約の効力はなくなりますか?

A3 いいえ。

保険料の払込猶予期間がありますので、その期間内にお払い込みいただければご契約は継続します。

※払込猶予期間は払込方法によって異なります。

<月払の場合>



払込猶予期間内にお払い込みいただけない場合、ご契約は失効します。ただし、失効してから3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

▶くわしくは45ページの「保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について」をご覧ください。

Q4 引受保険会社が経営破綻した場合、契約はなくなりますか?

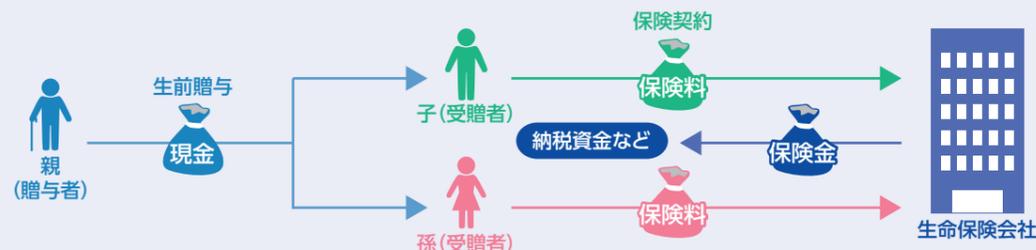
A4 いいえ。

PGF生命は生命保険契約者保護機構の会員です。会員である保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構が保険契約の継続を図ります。

▶くわしくは45ページの「生命保険契約者保護機構について」をご覧ください。

終身保険のしくみは 相続対策にも活かすことができます。

万一のそなえを一生涯確保できる終身保険は、生前贈与とあわせることで、効果的な相続対策として活用することもできます。



生前贈与のメリット

- 資産が小さくなれば、相続税の負担は軽くなります。
- 暦年贈与を活用することで、贈与税の負担を軽くすることができます。

■ 納税資金の確保に活用できます。



受贈者は、贈与された現金をお払い込みの原資として終身保険に加入すると、相続が発生したとき、受け取った死亡保険金を納税資金として活用できます。

■ 次世代に資産を引き継ぐこともできます。



受贈者は、贈与された現金をお払い込みの原資として終身保険に加入すると、万一の場合の保障を確保しながら、資産形成を行うことができます。



通常、相続は「親から子」「子から孫」と2度生じ、その都度課税の可能性があります。しかし、「親から孫」へ贈与することで課税の可能性を1度に減らすことができます。また、孫など相続人以外への贈与は、一般に相続開始前3年以内の贈与資産を相続財産に加算する必要はありません(遺贈を受けた孫や代襲相続人である孫を除きます)。

※2022年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取扱につきましては、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

※令和5年度税制改正大綱(令和4年12月16日 自由民主党・公明党より公表)が令和4年12月23日に閣議決定されました。今後の税制改正により、税務の記載内容が変更になる可能性があります。

※「円ぴた終身US」「円ぴた終身US(介護プラン)」は、保険料円払込額のお払い込みを除き、保険金などの金銭の授受は米ドル建てとなります。受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が、ご契約時の為替相場で円に換算した保険金額等や保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

契約概要

⚠ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、**内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込み**いただきますようお願いいたします。また、お客さまの申込内容については申込書の控をお渡ししますのでご確認をお願いいたします。
- ✓ 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「**ご契約のしおり・約款**」に記載していますのでご確認ください。

1 | 商品の特徴と仕組みについて

➔ 保険商品の名称:米ドル建終身保険(保険料円払込型)

➔ 保険の目的

この保険は、以下のご意向があるお客さまにおすすめの商品です。

- 米ドル建てで一生涯にわたる死亡保障、高度障害保障を確保したい。
- 要介護2からの介護にそなえたい(介護プランのみ)。
- 毎回の保険料を一定額の円で払い込み、米ドル建ての保険で将来に向けた資産形成を行いたい。

➔ 商品の特徴

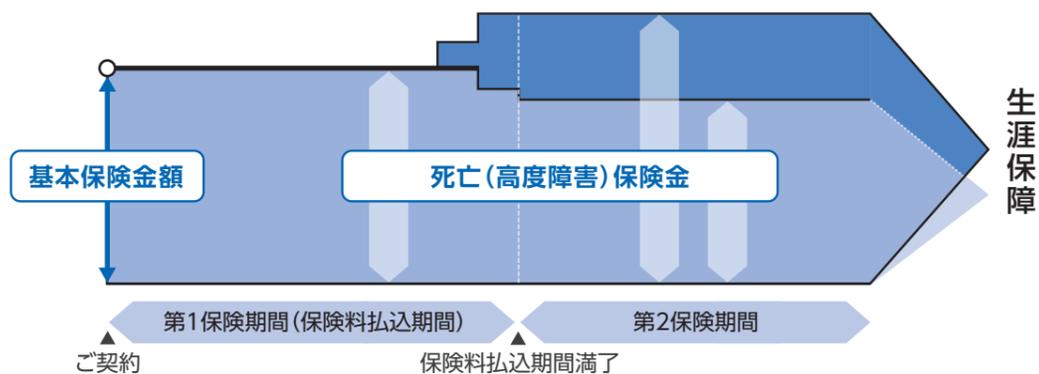
- この保険は、**万一の保障を終身にわたり確保できる米ドル建ての生命保険**です。
- この保険は、**毎回の保険料を一定額の円(保険料円払込額)でお払い込み**いただけます。
- **円ぴた終身US** と **円ぴた終身US(介護)** からお選びいただけます。
- 為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。**この保険は米ドル建てであるため、為替相場の変動による影響を受け損失が生じるおそれがあります。**この保険にかかる為替リスクは、保険契約者および受取人が負います。
 - ・ 毎回の保険料のお払い込みについて、**保険料円払込額を米ドルに換算した保険料は、為替相場の変動の影響を受けます。**
 - ・ **受取時の為替相場で円に換算した保険金額等がご契約時の為替相場で円に換算した保険金額等を下回ることや、円でお払い込みいただいた保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

当冊子では、「ご契約のしおり・約款」に記載されている用語を下記に読み替えて表記しています。

ご契約のしおり・約款	当冊子
米ドル建終身保険(保険料円払込型) 基本型	円ぴた終身US
米ドル建終身保険(保険料円払込型) 介護型	円ぴた終身US(介護)

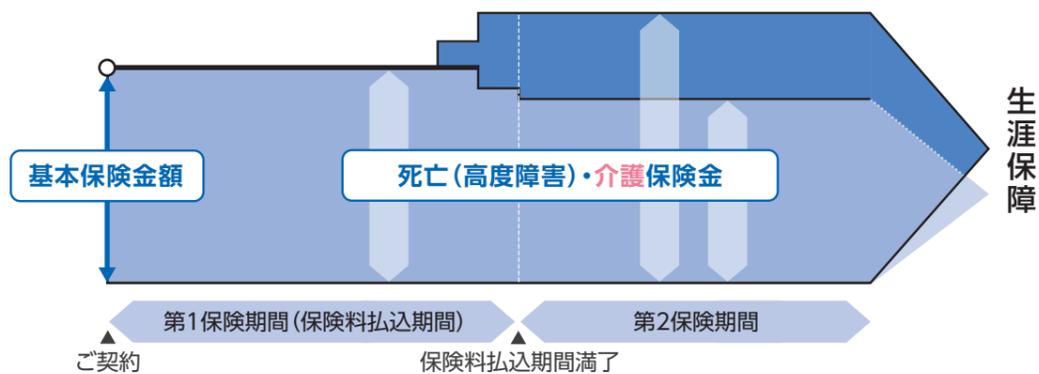
円ぴた終身US 米国ドル建終身保険(保険料円払込型) 基本型

<イメージ図>



円ぴた終身US 介護プラン 米国ドル建終身保険(保険料円払込型) 介護型

<イメージ図>



この保険の仕組みについて

この保険は、一定額の円でお払い込みができる米ドル建ての終身保険です。第1保険期間(保険料払込期間)中、お払い込み時の為替レートの影響で、保障額が変動します。第2保険期間中(保険料払込期間満了後)の保障額は一定となります。

<基本保険金額の設定>

ご契約当初の保障額となる基本保険金額は、「被保険者の年齢・性別」および「ご指定いただいた保険料円払込額をお申込時の基準為替レートによって米ドルに換算した金額」等に基づいて算出します。

■基準為替レート

- 基本保険金額を算出するために用いるPGF生命所定の為替レートです。
- 申込前月26日*1のPGF生命所定の米ドル換算用の為替レート*2に連動し、下表にしたがって定まり、ご契約後は一定となります。

*1 PGF生命が指定する銀行の休業日の場合は、指標とする銀行のその日の直前の営業日となります。

*2 PGF生命が指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)+50銭

申込前月26日の 米ドル換算用の為替レート	基準 為替レート	申込前月26日の 米ドル換算用の為替レート	基準 為替レート
155円超～160円以下	180円	125円超～130円以下	150円
150円超～155円以下	175円	120円超～125円以下	145円
145円超～150円以下	170円	115円超～120円以下	140円
140円超～145円以下	165円	110円超～115円以下	135円
135円超～140円以下	160円	105円超～110円以下	130円
130円超～135円以下	155円	105円以下	125円

※米ドル換算用の為替レートが160円を超える場合も、「米ドル換算用の為替レート+20円」かつ「5円単位の切り上げ」で設定します。

■保険料円払込額

- ご契約時に定めた、一定額の円でお払い込みいただく金額です。
- お払い込みの都度、PGF生命所定の米ドル換算用の為替レートで米ドルに換算し米ドル建ての保険料としてお取り扱いします。

<保障額の変動>

この保険の毎回の保険料のお払い込みは、円による金額(保険料円払込額)を定め、円により行います。保険料円払込額は、お払い込みの都度、米ドルに換算します。したがって、為替相場の変動により米ドル建ての保険料および保険料の中から積み立てられる金額は変動します。そして、積み立てられた積立金額の大きさによって、保障額等が変動します。

■保障額が増加するケース(積み立てられた積立金額が大きいとき)

- 第1保険期間中、払込期月の契約応当日の積立金額が「以後のお払い込みがなくても基本保険金額を終身保障するために必要な積立金額」を上回るとき、加算保険金額が生じます。
- 以降、基本保険金額と加算保険金額の合計額が保障額となります。

■保障額が減少するケース(積み立てられた積立金額が小さいとき)

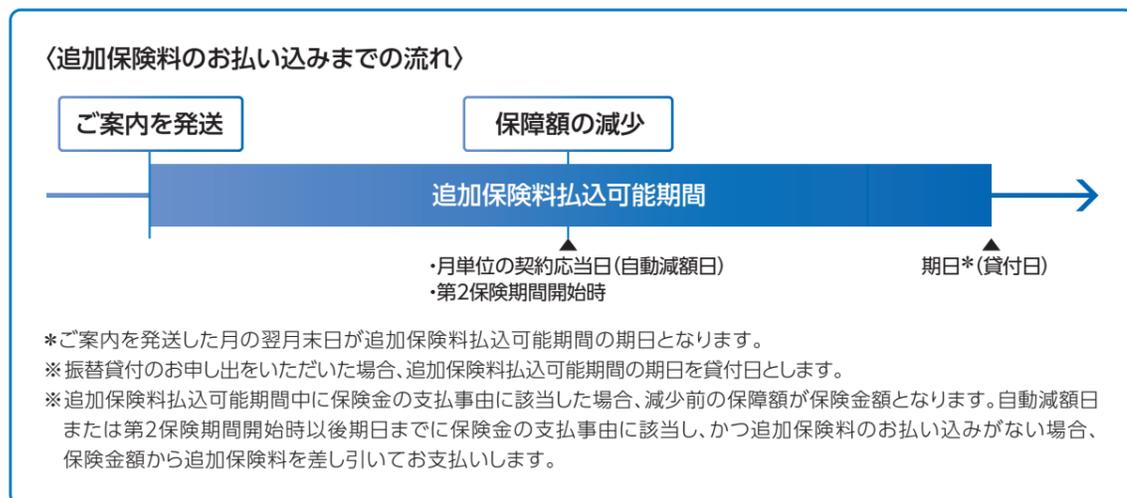
- 第1保険期間満了日の積立金額が「基本保険金額を終身保障するために必要な積立金額」を下回るとき、第2保険期間の保障額を再計算します。再計算の結果、保障額は減少する可能性があります。
- さらに、第1保険期間中の月単位の契約応当日の前日の積立金額が、「基本保険金額を終身保障するために必要な積立金額×PGF生命所定の割合*」を下回るときは、第1保険期間中に基本保険金額が90%に減少します(基本保険金額の自動減額)。

*PGF生命所定の割合について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」の米国ドル建終身保険(保険料円払込型)普通保険約款第46条をご覧ください。

※基本保険金額の自動減額が生じた場合でも、以降の保険料円払込額およびその時点の解約返戻金額は変わりません(減少部分に解約返戻金はありません)。

■保障額を維持する方法

- 第2保険期間開始時の再計算、または基本保険金額の自動減額によって保障額が減少する場合、PGF生命より事前にご案内をお送りします。PGF生命所定の期間内に追加保険料をお払い込みいただくことで減少前の保障額を維持することができます。
- 追加保険料のお払い込みは、「口座への送金」または「振替貸付」をご利用いただけます。



追加保険料を口座への送金でお払い込みいただく場合

- 追加保険料払込可能期間の期日までにPGF生命の指定する口座にお振り込みいただけます。
- 追加保険料は、円または米ドルでお払い込みいただけます。
- 円でお払い込みいただく場合、下表の換算基準日におけるPGF生命所定の為替レートで換算します。

対象	換算基準日*
追加保険料	PGF生命受領日(着金日)

*換算基準日が、PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、指標とする銀行のその日の直前の営業日となります。

追加保険料を振替貸付でお払い込みに充てる場合

- 振替貸付をお申し出いただくことで、追加保険料払込可能期間の期日を貸付日として、PGF生命が追加保険料(米ドル建て)をお立て替えし、追加保険料のお払い込みに充当します。
- お立て替えした追加保険料は、PGF生命所定の利率で計算された利息(複利)がかかります。
- 元利金のご返済は、一括返済または分割返済のいずれも可能です。保険金や解約返戻金等のお支払い時に元利金が残っている場合は、差し引いてお支払いします。

※解約返戻金額がPGF生命所定の金額を下回る場合、振替貸付のお取り扱いはできません。

〈この保険における金銭の授受について〉

この保険における金銭の授受は、保険料円払込額を除き原則米ドルにてお取り扱いします。

対象	通貨
保険料円払込額	円
保険料*	米ドル
死亡・高度障害・介護保険金	米ドル
解約返戻金	米ドル
貸付元利金(保険料の自動振替貸付・追加保険料の振替貸付)	米ドル
延滞保険料	米ドル
追加保険料	米ドル

*お払い込みいただいた保険料円払込額を、払込時の米ドル換算用の為替レートで米ドルに換算し、保険料としてお取り扱いします。
 ※特約を付加するなど、円でのお取り扱いも可能です。

当冊子では、「ご契約のしおり・約款」に記載されている用語を下記に読み替えて表記しています。

ご契約のしおり・約款	当冊子
一時払保険料	追加保険料

2 | 主な保障内容について

円ぴた終身US

給付名称	支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡されたときにお支払いします。
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態*になられたときにお支払いします。

*所定の高度障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」の別表1をご覧ください。

※死亡保険金・高度障害保険金のいずれかの支払事由に該当し、保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。

円ぴた終身US 

給付名称	支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡されたときにお支払いします。
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態* ¹ になられたときにお支払いします。
介護保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、下記のいずれかに該当したときにお支払いします。 ①公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②次の2つの条件を満たすとき 1) 満65歳未満の被保険者がPGF生命所定の要介護状態* ² に該当したこと 2) その要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること

*1 所定の高度障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」の別表1をご覧ください。
 *2 PGF生命所定の要介護状態など介護保険金の支払事由について、くわしくは13～14ページの「介護保険金の支払事由について」および「ご契約のしおり・約款」の別表45・46をご覧ください。
 ※死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金のいずれかの支払事由に該当し、保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。

⇒ リビング・ニーズ特約

円ぴた終身US 

- 被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします。
- この特約の保険金は基本保険金額の範囲内(第2保険期間は死亡保険金額の範囲内)で指定の上、ご請求いただけます。ご請求いただいた指定保険金額(被保険者または指定代理請求人が指定した金額)から、指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と6ヵ月分の保険料相当額*¹を差し引いてお支払いします。
- 第1保険期間中で加算保険金額がある(保障額が増加している)場合、基本保険金額に対する指定保険金額の割合を加算保険金額に乗じた金額から、加算保険金額に対する6ヵ月分の利息を差し引いた金額を上記に加算し、お支払いします。
- 保険金の支払限度額は30万米ドルとなります*²。

*1 保険料円払込額を請求日の属する月の前月末日のPGF生命所定の米ドル換算用の為替レートで米ドルに換算した金額となります。
 *2 30万米ドルの限度額のほか、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円(所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日におけるTTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額)以内となる必要があります(支払限度額と通算保険金額は将来変更される可能性があります)。
 ※死亡保険金の全部をお支払いする場合、以後、ご契約は消滅します。また、一部をお支払いする場合、お支払いした部分に相当する金額は減額されたものとして取り扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。
 ※余命6ヵ月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、PGF生命の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断いたします。余命6ヵ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6ヵ月以内であることを意味します。

⇒ 指定代理請求特約

円ぴた終身US 

- 主契約の被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人は1名とし、以下の範囲内より指定いただけます。なお、契約者は被保険者の同意を得て、この範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の3親等内の親族

PGF生命が認めた場合、下記の範囲内からも指定することができます。

- ③ 被保険者と同居または生計を一にしている者
- ④ 被保険者の財産管理を行っている者
- ⑤ 死亡保険金受取人
- ⑥ ③から⑤と同等の関係にある者

※特約を付加する際、証明のため所定の書類が必要になることがあります。

- 指定代理請求人からご請求いただいた保険金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。

※ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いしています。

※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取り扱いが異なることがあります。

3 | 主な特約とその内容について

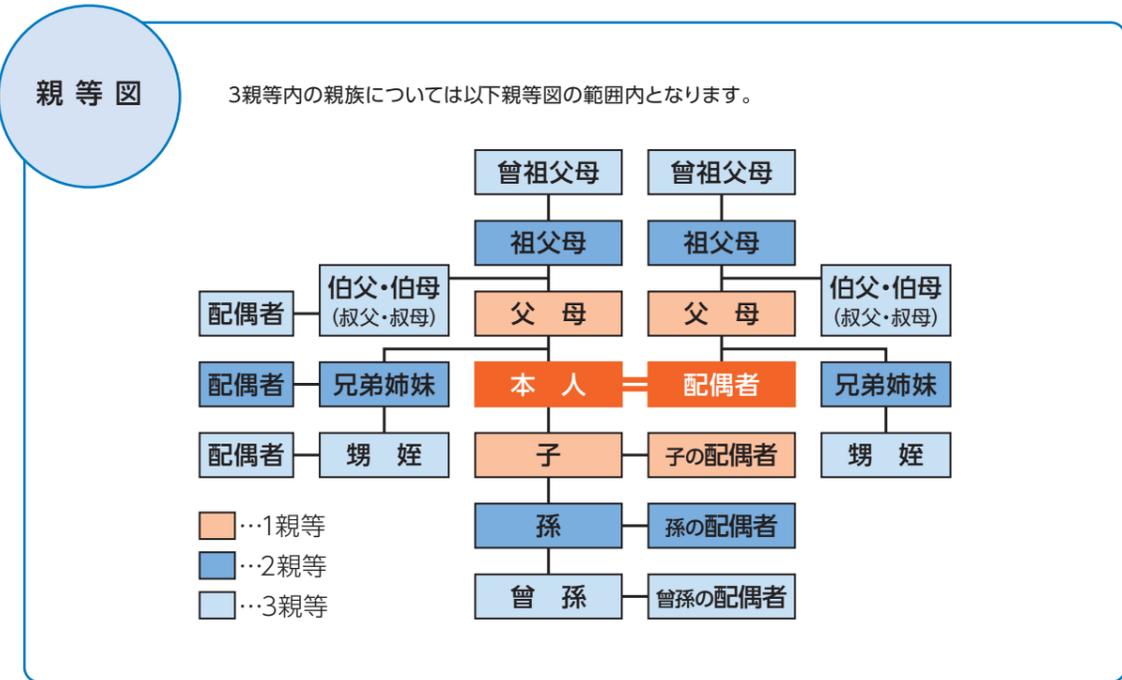
⇒ 円換算支払特約

円ぴた終身US 

- この特約を付加することにより、保険金・解約返戻金・年金等を円でお受け取りいただけます。
- 円でお受け取りいただく場合、下表の換算基準日におけるPGF生命所定の為替レートで換算します。

対象	換算基準日*
死亡(高度障害)保険金・介護保険金・解約返戻金	所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日
保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金(米ドル建ての年金を円に換算して受け取る場合)	年金支払日の前日
保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金(死亡保険金額等を一括で円に換算して、円建ての年金を受け取る場合)	年金開始日の前日

* 換算基準日が、PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、指標とする銀行のその日の直前の営業日となります。
 ※円でお受け取りいただく場合、お受け取りになる金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。



➔ 保険金等の支払方法の選択に関する特約

円ぴた終身US 円ぴた終身US 介護

- 保険金の請求時に保険金の受取人からのお申し出により本特約を付加することで、保険金を年金で受け取ることや据え置くことができます。また、解約請求時に契約者からのお申し出により本特約を付加することで、解約返戻金を年金で受け取ることや据え置くことができます。
- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。
- 解約返戻金を年金で受け取る場合や据え置く場合は、契約日から5年を経過していることを要します。
- 保険金や解約返戻金を据え置く場合、10年を限度に、PGF生命所定の利息*をつけて据え置きます。

*据置利息はPGF生命所定の利率および計算方法で計算され、金利情勢等により将来に向かって見直されることがあります。
 ※将来お受け取りになる年金額は、年金基金設定時の基礎率(予定利率等)に基づいて算出されます。ただし、最高年金額は30万米ドル(円建ての場合3,000万円)で、最低年金額は500米ドル(円建ての場合1回あたりの支払額2万円かつ年金年額24万円)のお取り扱いとなります。また、30万米ドルの限度額のほか、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円(所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日におけるTMM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額)以内となる必要があります(将来変更される可能性があります)。

<年金のお受取方法について>

確定年金(年金支払期間指定型)	年金受取期間:5~70年(5年単位)
確定年金(年金額指定型)	年金受取期間:指定年金額により定まる期間(5年以上1年単位)
保証期間付終身年金	保証期間:5年・10年・15年・20年
保証期間付夫婦連生終身年金	保証期間:5年・10年・15年・20年

➔ 介護前払特約

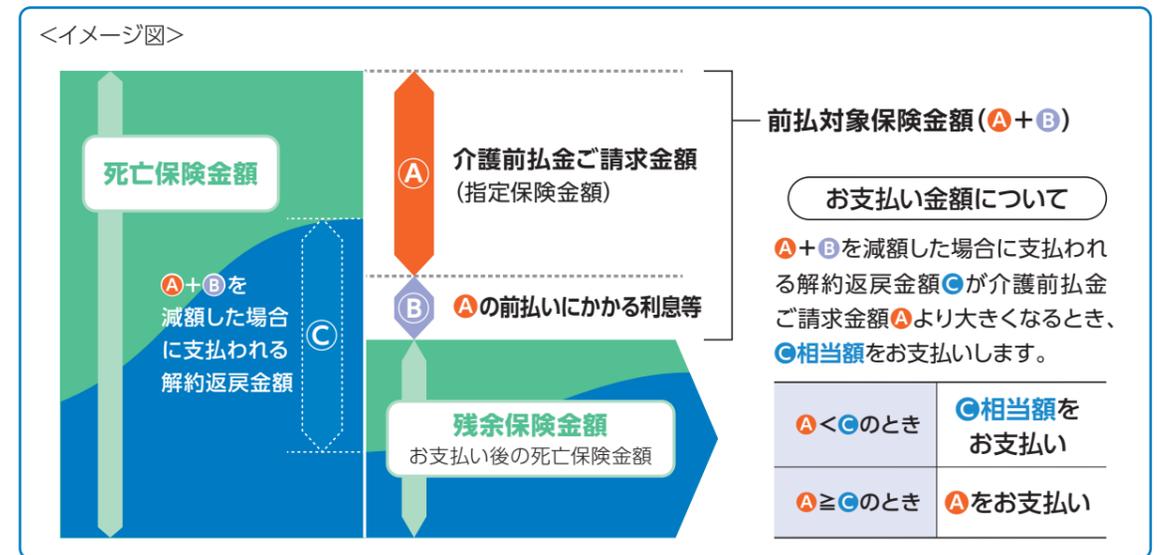
円ぴた終身US

当冊子では、「ご契約のしおり・約款」の「介護前払特約条項」に記載されている用語を下記に読み替えて表記しています。

ご契約のしおり・約款	当冊子
介護年金	介護前払金

- 主契約の**保険料払込期間が満了**し、かつ被保険者年齢が**満65歳以上**であるご契約で、被保険者が公的介護保険制度における「**要介護4または要介護5**」に認定されている場合、主契約の死亡保険金の一部を介護前払金としてご請求できます。
- 介護前払金をお支払いするとき、「前払いにかかる利息等*¹」がかかります。そのため、介護前払金額と残余保険金額の合計額は、介護前払金を請求せず死亡保険金を一括受け取りした場合の受取額より少なくなります。
- 「指定保険金額(ご請求いただいた金額)」または「前払対象保険金額(指定保険金額と前払いにかかる利息等の合計)を減額した場合に支払われる解約返戻金額」のいずれか大きい金額をお支払いします。
- 本特約による介護前払金額は、1,000米ドルを下限とし、支払われた介護前払金額に前払いに係る利息等を加えた金額が30万米ドル*²まで、かつ残余保険金額が1,000米ドル以上となるまで指定することができます。
- 介護前払金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。

*1 被保険者の年齢やご契約時の予定利率等を用いて、所定の計算方法により算出します。
 *2 30万米ドルの限度額のほか、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円(所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日におけるTMM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額)以内となる必要があります。
 ※ご請求可能な介護前払金額等について、くわしくはPGF生命コールセンターまでお問い合わせください。



⇒ 介護年金移行特約

円ぴた終身US

● 契約日からその日を含めて1年経過後、かつ被保険者の年齢が満40歳以上であるご契約で、下記のいずれかに該当したとき、死亡保障の全部または一部にかえて、解約返戻金を年金原資とした介護年金を生涯にわたって受け取ることができます。

① 公的介護保険制度による要介護認定を受け、「要介護2以上」の状態に該当していると認定されたとき

② 次の2つの条件を満たすとき

- 1) 満65歳未満の被保険者がPGF生命所定の要介護状態*1に該当したこと
- 2) その要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること

*1 PGF生命所定の要介護状態について、くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」の別表45をご覧ください。

● 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。

● 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。

● 年金は円でお受け取りいただけます。

※第1回介護年金受取日の前日を換算基準日*2とし、介護年金移行特約用の為替レートにより、円換算した解約返戻金の全部または一部を年金原資としてお取り扱いします。

*2 換算基準日が、PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、指標とする銀行のその日の直前の営業日となります。

※将来お受け取りになる年金額は、年金原資設定時の基礎率(予定利率等)に基づいて算出されます。ただし、最高年金額は3,000万円で、最低年金額は1回あたりの支払額2万円のお取り扱いとなります。また、3,000万円の限度額のほか、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円以内となる必要があります(将来変更される可能性があります)。

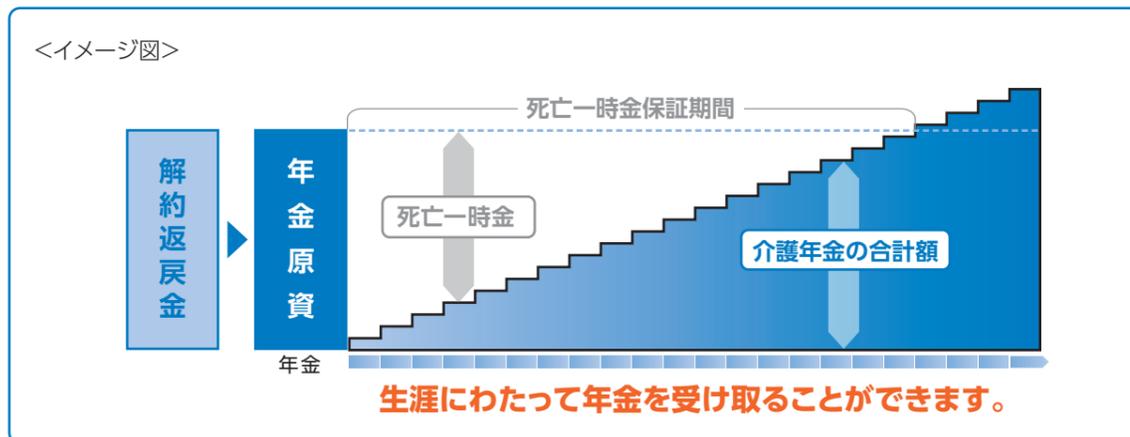
介護年金のお受取方法について

● 第1回介護年金受取日以後、被保険者が生存されている場合、毎年、同額の年金を生涯にわたって受け取れます。

● 死亡一時金保証期間*3中に被保険者が死亡されたとき、年金原資額から介護年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。

*3 死亡一時金保証期間とは、介護年金の合計額が初めて年金原資に充当した額を超える年金受取日の前日までの期間をいいます。

※当冊子では「ご契約のしおり・約款」に記載されている「年金支払日」を「年金受取日」に読み替えて表記しています。



⇒ 介護保険年金支払特約

円ぴた終身US 介護

● 被保険者の年齢が満40歳以上であるご契約で、介護保険金が支払われるとき、介護保険金の全部または一部を年金基金に充当することで、介護年金を生涯にわたって受け取ることができます。

● 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。

● 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。

● 年金は円でお受け取りいただけます。

※所定の書類をPGF生命本社にて受理した日の前日を換算基準日*1とし、介護保険年金支払特約用の為替レートにより、円換算した介護保険金を年金基金としてお取り扱いします。

*1 換算基準日が、PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、指標とする銀行のその日の直前の営業日となります。

※介護年金額は、年金開始日における基礎率(予定利率等)に基づいて算出されます。

※介護年金のお取り扱いとしては、最高年金額は3,000万円で、最低年金額は2万円となります。なお、1回あたりの支払額は最低年金額以上となります。また、PGF生命の他の保険契約の年金等と通算して3,000万円以内となる必要があります(将来変更される可能性があります)。

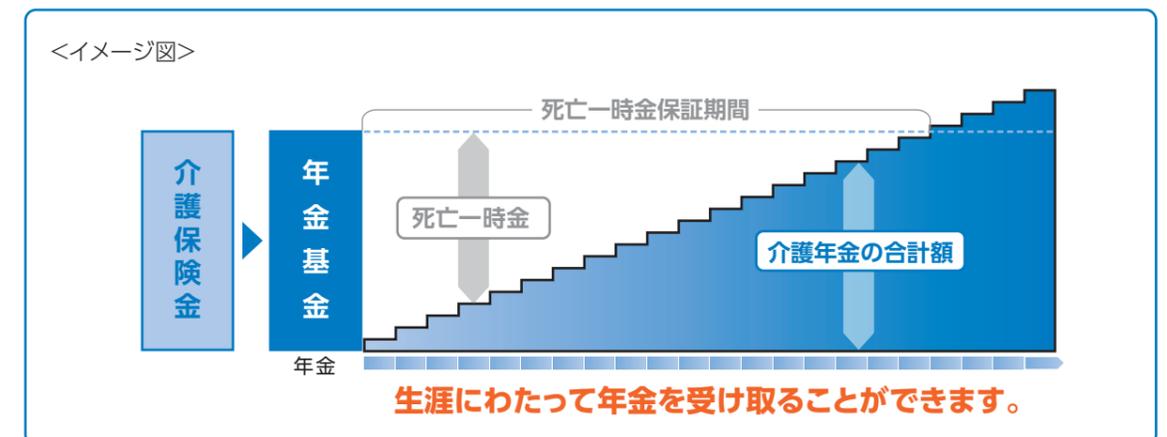
介護年金のお受取方法について

● 年金開始日以後、被保険者が生存されている場合、毎年、同額の年金を生涯にわたって受け取れます。

● 死亡一時金保証期間*2中に被保険者が死亡されたとき、年金基金に充当した額から介護年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。

*2 死亡一時金保証期間とは、介護年金の合計額が初めて年金基金に充当した額を超える年金受取日の前日までの期間をいいます。

※当冊子では「ご契約のしおり・約款」に記載されている「年金支払日」を「年金受取日」に読み替えて表記しています。



< 円ぴた終身US^{介護} と 円ぴた終身US に付加できる特約の主な違い >

	円ぴた終身US ^{介護}	円ぴた終身US	
給付	介護保険金 支払事由該当時の保障額の全部	介護年金移行特約	介護前払特約
		介護年金	介護前払金
支払事由	下記のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度により要介護2以上の状態と認定されたとき ②満65歳未満の被保険者が、14ページ記載のPGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続しているとき	契約から1年以上経過し被保険者が満40歳以上であること および下記のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度により要介護2以上の状態と認定されたとき ②満65歳未満の被保険者が、14ページ記載のPGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続しているとき	下記のいずれにも該当したとき ・保険料払込期間満了後 ・満65歳以上(被保険者) ・公的介護保険制度要介護4以上
受取方法	<ul style="list-style-type: none"> 一括受取 年金受取(終身年金)*1*2 一部を一括受取、のこりを年金受取*1*2 	年金受取(終身年金)*2	年1回まで請求ができます*2
受取通貨	米ドル*3または円	円	米ドルまたは円

*1 「介護保険年金支払特約」を付加した場合のお取り扱いです。「保険金等の支払方法の選択に関する特約」を付加することで他の年金種類のお取り扱いもできます。

*2 年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。

*3 「介護保険年金支払特約」を付加した場合、円のみのお取り扱いとなります。

4 | 保険料について

保険料円払込額	お申し込みの際にご指定いただく金額
保険料払込方法	月払・半年払・年払
保険料払込期間	10年・15年
保険料払込方法(経路)	<ul style="list-style-type: none"> ●初回の保険料円払込額(初回保険料(第1回保険料)) PGF生命の指定する口座にお振り込みいただきます。 ●2回目以降の保険料円払込額(2回目以降の保険料) 以下の払込方法(経路)よりお支払い込みいただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ①口座振替扱いでお支払い込みになる方法 <ul style="list-style-type: none"> ・PGF生命が提携している金融機関の口座振替によりお支払い込みいただく方法です。口座振替日は金融機関によって異なります。 ②クレジットカードによりお支払い込みになる方法 <ul style="list-style-type: none"> ・PGF生命が契約しているクレジットカード会社よりカード決済にてお支払い込みいただく方法です。 ・クレジットカードによるお支払い込みをご希望される場合は、クレジットカード会社に対してご利用のカードについての有効性等の確認をさせていただきます(有効性等の確認ができなかった場合にはお取り扱いできない場合があります)。 ・保険料払込方法が月払で、1件あたりの保険料円払込額が5万円までのご契約につきご利用いただけます。なお、半年払・年払のお支払い込みについてはご利用いただけません。 <p>※上記の方法以外にもPGF生命が団体扱契約を締結している勤務先等の団体を經由してお支払い込みいただく方法があります。この場合、上記①および②の方法よりも保険料円払込額が割安になる可能性があります。なお、団体扱いの方法による初回の保険料円払込額のお支払い込みは当募集代理店では、お取り扱いしておりません。具体的なお手続きにつきましては、PGF生命までお問い合わせください。</p>

※お支払いいただいた保険料円払込額を、払込時の米ドル換算用の為替レートで米ドルに換算し、保険料としてお取り扱いします。

5 | ご加入条件について

	円ぴた終身US	円ぴた終身US <small>介護プラン</small>
保 険 期 間	終身	
被保険者の契約年齢範囲(満年齢)	0歳~70歳	6歳~70歳
最低保険料円払込額	月払:3,000円/半年払:18,000円/年払:36,000円 (取扱単位:1,000円)	
最低基本保険金額	2万米ドル	
最高基本保険金額 ^{*1}	466万6,666.66米ドル ^{*2}	66万6,666.66米ドル ^{*3}

*1 最高基本保険金額は、被保険者の年齢や職業、またPGF生命以外の他社も含めた保険契約等により、ご加入いただける上限額が異なります。

*2 加えて、基本保険金額を1.5倍した金額を申込日の属する月の前月末のTTM(対顧客電信仲値)で円換算した金額が、7億円以内となる必要があります。

*3 加えて、基本保険金額を1.5倍した金額を申込日の属する月の前月末のTTM(対顧客電信仲値)で円換算した金額が、1億円以内となる必要があります。

※契約年齢(被保険者)が満15歳未満の場合、ご契約時の基本保険金額は666万6,666円(申込日の属する月の前月末のTTM(対顧客電信仲値)で円換算)までとなります。なお、他にご契約されている保険契約がある場合には、保険金額のお引き受けを制限する場合があります。

※基本保険金額、保険料円払込額等については申込書面または申込書控にてご確認ください。

※上記以外にもご加入に際しては制限があります。

6 | 配当金について

- この保険は無配当保険のため、配当金はありません。

7 | 解約返戻金について

- 保険期間中、保険契約を解約することができます。解約した場合、解約返戻金をご請求いただくことができます。
- 第1保険期間(保険料払込期間)中、保険料円払込額を減額し保険料円払込額を少なくすることができます。この場合、減額した保険料円払込額と同じ割合で、基本保険金額および加算保険金額も減額されます。減額部分は解約されたものとしてお取り扱いし、減額部分に応じた解約返戻金額を受け取ることができます。なお、減額は主契約の基本保険金額が20,000米ドル、かつ最低保険料円払込額となるまでの範囲でお取り扱いします。
- 解約の際、解約控除がかかります。くわしくは41ページの「解約(減額)の際にご負担いただく費用」をご覧ください。

8 | 為替リスクについて

- この保険は為替リスクがあります。為替リスクについて、くわしくは40ページの「為替リスクについて」をご覧ください。

9 | 諸費用について

- この保険でご負担いただく諸費用について、くわしくは39~40ページの「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

注意喚起情報

⚠️ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に**特にご注意いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、**内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込み**いただきますようお願いいたします。
- ✓ この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、**「ご契約のしおり・約款」**に記載していますのでご確認ください。

➡️ ご契約にかかる費用について

この商品でご負担いただく費用の合計額は、「保険料および積立金から控除される費用」および各種お取り扱い、お受け取りの際にご負担いただく費用となります。

<保険料および積立金から控除される費用>

お払い込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用等に当てられ、それらを除いた金額が積立金で運用されます。また積立金から死亡保障に係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

<保険料円払込額を米ドル建ての保険料に換算するとき、その他の保険料等を円でお払い込みいただく場合の費用>

保険料円払込額を米ドル建ての保険料に換算するとき、およびその他の保険料等を円でお払い込みいただく場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時のご負担となります(PGF生命所定の為替レート2023年4月現在:指定銀行のTTM+50銭)。

<保険金等を円でお受け取りいただく場合、円建ての介護年金を受け取る場合の費用>

「円換算支払特約」を付加して保険金等を円でお受け取りいただく場合、「介護保険金年金支払特約」または「介護年金移行特約」を付加して円建ての介護年金を受け取る場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート2023年4月現在:指定銀行のTTM-1銭)。

<保険金等を米ドルでお受け取りいただく場合の費用>

- 取扱金融機関により諸手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります(金融機関ごとに諸手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 米ドルでのお受け取りにかかる手数料(PGF生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお受取額より差し引くことがあります(受取時にPGF生命にご確認ください)。

<保険金・解約返戻金を年金でお受け取りいただく場合の費用>

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2023年4月現在)を年金支払日に年金原資より控除します。

➡️ 為替リスクについて

為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。**この保険は米ドル建てであるため、為替相場の変動による影響を受け損失が生じるおそれがあります。**

- 毎回の保険料のお払い込みについて、**保険料円払込額を米ドルに換算した保険料は、為替相場の変動の影響を受けます。**
- **受取時の為替相場で円に換算した保険金額等がご契約時の為替相場で円に換算した保険金額等を下回ることや、円でお払い込みいただいた保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
- 円で保険金・年金・解約返戻金等をお受け取りになる場合(円換算支払特約・介護保険金年金支払特約・介護年金移行特約)、**お受け取りになる金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。**
- 自動振替貸付(追加保険料の振替貸付を含みます)をご利用の際、PGF生命が貸し付ける保険料は米ドル建ての金額となります。貸付元利金を円換算しご返済される場合、その**返済額は、PGF生命所定の為替レートの変動の影響を受けるため損失が生じるおそれがあります。**
- ご契約を復活する際にお払い込みいただく延滞保険料は、保険料のお払い込みがなかった期月の米ドル建ての保険料の合計額となります。延滞保険料を円でお払い込みいただく場合、その金額は、**PGF生命所定の為替レートの変動の影響を受けるため保険料円払込額に保険料のお払い込みがなかった回数を乗じた金額を上回る場合があります。**
- この保険にかかる**為替リスクは保険契約者および受取人が負います。**
- 為替相場の変動がなかった場合でも、**為替手数料分が差し引かれる為、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった保険料円払込額の総額を下回る場合があります。**

➔ 解約と解約返戻金について

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって、解約されますと、**解約返戻金額は米ドル建ての保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
- 解約返戻金は、保険種類、契約年齢(被保険者)、性別、経過年数等によっても異なりますが、特に**ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**

<解約(減額*1)の際にご負担いただく費用>

契約日から10年未満かつ保険料払込期間中に解約(減額*1)された場合、解約日(減額日)の積立金額から、経過年数に応じた所定の金額(解約控除*2)を控除した金額が解約返戻金額となります。

- *1 基本保険金額の自動減額は対象外です。
- *2 解約控除の金額は契約年齢(被保険者)・性別・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)・保険金額・申込前月26日のPGF生命所定の為替レート等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

■お申し込みの撤回等の方法

- お申し込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法と、電磁的記録による方法があります。

<書面の場合>

「お申し込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書控に印字)、保険料返金先(返金口座)をご記入ください(契約者が法人の場合は申込書と同一印の押印をお願いします)。

お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)お申出書面(封書)の記載見本(例)

PGF生命 行

私は下記契約の申し込みを撤回します。

氏名 ○○ ○○

住所 ○○県○○市○○町○-○-○

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

申込書番号 ○○○○○○○○○○

保険料返金先 ○○銀行 ○○支店
預金種目 ○○ 口座番号 ○○○○○○
口座名義人 ○○○○

送付先
〒100-8964 東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー
PGF生命 クーリング・オフ担当

消印有効 10日以内の

お申し込みの撤回等をする旨の明記

自署

申込書控に印字

すでに保険料を払い込まれた場合

<電磁的記録の場合>

PGF生命ホームページの「お問い合わせ」よりお申し出、お手続きください。



ホームページよりお手続きください。

<https://www.pgf-life.co.jp/inquiry/index.html>



- お申し込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申し出ください。

■お申し込みの撤回等のお取扱期限

お申し込みの撤回等の方法	お取扱期限
書面の郵送	10日以内の消印まで有効
書面の直接提出	PGF生命本社で書面を受領した日が10日以内まで有効
電磁的記録	PGF生命が電磁的記録を受信した日が10日以内まで有効



以下の場合、**お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)はお取り扱いできません。**

- ① PGF生命の指定した医師の診査を受けられた場合
- ② 債務履行の担保のための保険契約である場合
- ③ 既契約の更新・更改、または既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

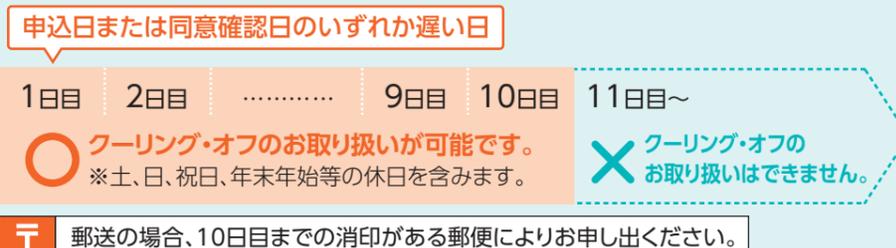
1

お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

■ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)。

- 申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、**申込日または本書面についての同意確認日(意向確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)**であれば、書面または電磁的記録によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。

お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)のながれ



- お申し込みの撤回等をされた場合、PGF生命にお払い込みいただいた保険料円払込額と同額をご返金します。

2 告知義務について

健康状態・職業等をありのままに告知してください。

- 契約者や被保険者にはご健康状態やご職業等ありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、「告知書」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 医師による診査を受けられる場合、医師が口頭で告知を求めますので、ありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。

告知書にて告知してください。

- 告知受領権はPGF生命およびPGF生命が指定した医師が有しています。販売の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、**販売の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず告知書にて告知してください。**

告知内容等の確認をさせていただくことがあります。

- ご契約の申込み後または保険金等のご請求の際に、申込内容や保険金等の請求内容、告知内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。**

傷病歴等がある場合、ご契約をお断りさせていただいたり、特別な条件をつけてお引き受けさせていただく場合があります。

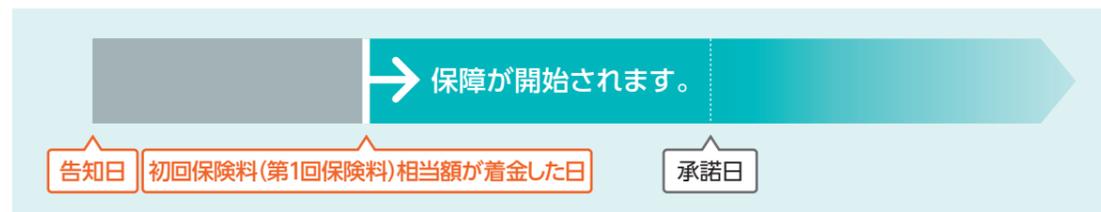
- 傷病歴等がある方を全てお断りするものではなく、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてご契約をお引き受けできる場合があります。また、傷病によっては特別な条件をつけずに「無条件」でご契約をお引き受けできる場合があります。

正しく告知されない場合にはデメリットとなる場合があります(告知義務違反等によるご契約の解除等について)。

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
- ご契約または特約を解除した場合は、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返しすることができません。**

3 保障を開始する時期(責任開始期)について

PGF生命がご契約のお申し込みを承諾した場合には、**初回保険料(第1回保険料)相当額のお払い込み(PGF生命への着金)**と**告知**がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。



お客さまのお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに、契約は成立します。

- 販売の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合について

代表的な例として、次のような場合には保険金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。
ただし、ご契約時の告知等によりPGF生命がその疾病について知っていた場合等は、保険金等をお支払いすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した場合。
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効となった場合。
- 免責事由に該当した場合(責任開始日(最後の復活日)から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等)。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「Ⅱ.しくみと特徴について」をご確認ください。

5 保障額が減少する場合について

第1保険期間中に積立金額が約款に定める水準を下回る場合、保障額(基本保険金額)を自動的に減額します(基本保険金額の自動減額)。また、第1保険期間満了日の積立金額に応じて第2保険期間の保障額を再計算した結果、保障額(死亡保険金額)が減少する場合があります。

※保障額が減少する場合でも、所定の期間内に所定の方法で保障額を維持することができます。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「Ⅱ.しくみと特徴について」をご確認ください。

6

保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

- 保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。
 - 払込期月内にお払い込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間*を設けています。
 - * 猶予期間は次のとおり払込方法によって異なります。

払込方法	払込猶予期間
月 払	払込期月の翌月初日から末日までとなります。
半年払・年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日(翌々月に契約応当日がない場合、翌々月の末日)までとなります。ただし、払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日となります。

- 払込猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約の効力が失われます(失効)。
 - ただし、保険料のお払い込みのご都合がつかない場合でも、あらかじめ保険料の自動振替貸付を希望しない旨のお申し出がない限り、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に立て替え、ご契約を有効に継続させます。立替金にはPGF生命所定の利率による利息(複利)が加算されます。
- 失効しても所定の期間内であれば失効取消、復活の手続きが可能です。

手続き	手続き可能期間	手続き方法
失効取消	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までとなります。	延滞保険料のお払い込み
復活	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から3年以内となります。	告知(ご契約によっては診査)*と延滞保険料のお払い込み

*健康状態等により復活できない場合があります。

7

生命保険契約者保護機構について

- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
 - 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午/午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8

生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

9

預金等との違いについて

- 本商品はPGF生命を引受保険会社とする**生命保険**です。このため預金とは異なり、**元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません(保険契約者保護機構制度の対象となります)。**

10

現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合について

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合、**不利益となる場合があります。**
 - **解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**

⇒くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「I.ご契約にあたって」をご確認ください。

11 税務のお取り扱いについて

<お払い込みいただく保険料について>

1月1日から12月31日までにお払い込みいただいた保険料のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ所得税と住民税の負担が軽減されます。

保険料	対象
主契約(円ぴた終身US)	一般生命保険料控除
主契約(円ぴた終身US(介護プラン))	

※円ぴた終身US(介護プラン)の保険料も一般生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。

<死亡保険金にかかる税金について>

- 死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

- 契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人の数)」まで非課税となります。
- 高度障害保険金、介護保険金、リビング・ニーズ特約および介護前払特約による保険金等は受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、所得税および住民税は非課税となります。

<解約返戻金にかかる税金について>

解約された場合、解約返戻金と既払込保険料等の差額が所得税(一時所得)と住民税の対象となります。

一時所得について

年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ \text{収入} - \text{必要経費(払込保険料等)} \} - \text{特別控除(50万円)} \times 1/2$$

<介護年金移行特約による介護年金にかかる税金について>

- 介護年金移行特約による介護年金をお受け取りになる場合、介護年金は毎年の年金受取時に所得税(雑所得)と住民税の対象となります。
- 死亡一時金保証期間中にお支払いする死亡一時金について、相続税の課税対象となる場合でも相続税法第12条の適用対象とはなりません。

<税務上の換算レートについて>

本保険の税法上のお取り扱いについては円建ての生命保険と同様になります。一般的に次の為替レートを適用し、円換算するものとされています。くわしくは、所轄の税務署等にご確認ください。

保険金等のお受け取りを米ドルで行う場合

項目	換算基準日	換算時の為替レート*
死亡保険金	〈相続税・贈与税の対象となる場合〉被保険者の死亡日	TTB(対顧客電信買相場)
	〈所得税の対象となる場合〉被保険者の死亡日	TTM(対顧客電信仲値)
解約返戻金	解約日・減額日	

*PGF生命の行う税務計算上はPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)およびPGF生命所定のTTB(対顧客電信買相場)に準じる為替レートを我们用います。

<保険金等のお受け取りを特約を付加して円貨で行う場合>

円換算支払特約により円でお受け取りの場合は、実際のその円換算額を基準とします。

くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「Ⅲ.ご契約後について」をご確認ください。

2022年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

12 保険金等のご請求について

■保険金等の支払事由が生じた場合、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

保険金請求専用ダイヤル 通話料
無料 コール オシハライ **0120-56-4861**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、すみやかにPGF生命コールセンター(0120-56-2269)までご連絡ください。

■支払事由が発生する事象、ご請求手続、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載していますので、あわせてご確認ください。

■保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はこちらまでご連絡ください。

■被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。

- 指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「Ⅳ.請求手続について」をご確認ください。

13 お問い合わせ窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

PGF生命コールセンター 通話料
無料 コール ジブロック **0120-56-2269**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- 生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(<https://www.pgf-life.co.jp/>)に掲載をしておりますのでご覧くださいか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

14 その他ご確認いただきたい事項について

■保険金等のお支払のご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。

■契約年齢(被保険者)、性別、保険期間、保険料払込期間等によっては、死亡保険金の額が、お払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合とすることがあります。

■被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「Ⅲ.ご契約後について」をご確認ください。

■借入金を保険料に充当してお申し込みいただくことはできません。

個人情報のお取扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取扱いについてまとめたものです。下記の明示事項および同意事項をご確認のうえお申し込みください。

※個人情報のお取扱いに関する詳細は、当社ホームページの個人情報保護方針(<https://www.pgf-life.co.jp/privacy/index.html>)をご確認ください。

✓ 本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します 明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

✓ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します 同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含まれます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

✓ 保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します 同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

✓ 個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります 同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご了解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。

✓ 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります 同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

✓ 個人情報をお客さまが所属する団体に提供することがあります 同意事項

勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合、PGF生命はお客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために業務上適切な範囲でお申込内容等の個人情報を提供する場合があります。

✓ ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します 同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

✓ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」)とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

✓ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

PGF生命について

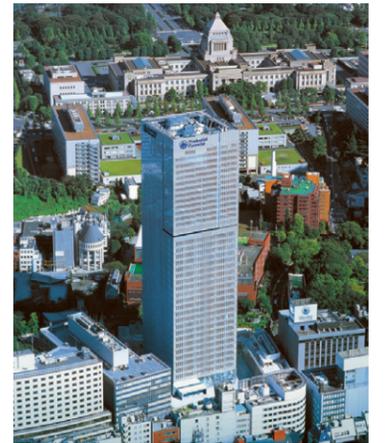


PGF生命は世界最大級の金融サービス機関「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャンネル専業会社として、2010年より、バンカシュアランス*を中心に事業を展開しております。

*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。

■日本におけるプルデンシャル・グループのご紹介



本社 プルデンシャルタワー
(東京 永田町)

「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

はじめりは、プルデンシャルでした。

1989年当時、ロナルド・バーバロ(米国プルデンシャル元社長)は、エイズ患者に対するボランティア活動に打ち込んでいました。訪問先のホスピスで余命いくばくもない患者を前に、何か自分にできることはないかと尋ねると、その患者からは、「私に尊厳ある最期を迎えさせてほしい」という答えが返ってきました。彼には、治療にかかった高額な医療費などの借金がありました。生命保険には加入していましたが、保険金は亡くなるまで受け取れません。バーバロはいずれ支払われる保険金であれば、生きていううちに前払いできないか、生命保険には100年以上の歴史があるが、その制度を少し変えてみてもいいのではないかと考え、社内や行政当局を説得して、「リビング・ニーズ特約」を実現しました。

保険金を受け取ることで、その患者は借金を返済し、クリスマスはプレゼントを買って、故郷で家族と一緒に過ごすことができました。そして最後まで自分で身の回りのことができるようにと洗濯機を購入し、余った分を教会に寄付しました。その患者は「私は今、とても平和で満ち足りた気持ちです。ありがとう。」といました。

この想いをPGF生命は受け継ぎ、
お客さまの必要とする商品とサービスを提供し続けます。





「生命保険証券 (Web保険証券)」のご案内

PGF生命では、お客さまの利便性の向上のため、「生命保険証券 (Web保険証券)*」をおすすめしています。お申し込み時に保険証券の電子化に関する特約を付加された場合にこのサービスをご利用いただけます。

*Web保険証券とは、PGF生命マイページにて閲覧・ダウンロードいただける「生命保険証券」です。

*以下の場合には保険証券の電子化に関する特約は消滅し、書面での生命保険証券をお届けします。

- ・保険契約者が変更された場合
- ・PGF生命マイページの登録を解除された場合

*保険証券の電子化に関する特約は、お申し込み時点における当社所定の範囲内での取り扱いになります。



- ご契約の成立後にお申し込み時に登録いただいた e-mail アドレスに PGF 生命マイページへの登録をご案内します
- いつでも PGF 生命マイページからパソコン・スマートフォンで閲覧・ダウンロードができます
- 文字を拡大して閲覧ができます



「PGF生命マイページのご案内」はこちらからご確認ください。

<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>



PGF生命のホームページからも新規登録ページやログインページにアクセスできます。

PGF生命 検索

各種手続きやご契約内容のご照会等はPGF生命コールセンターへお問い合わせください。



お問い合わせ窓口:PGF生命コールセンター

通話料無料 **0120-56-2269**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)